

## 著作権法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 保護を受ける実演に係る規定の改正

この法律による保護を受ける実演に、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演を加えること。

(第七条第八号関係)

### 第二 出版権に係る規定の改正

一 複製権等保有者は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された複製物により頒布することを含む。）又は当該方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができることとする。

(第七十九条第一項関係)

二 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製する

権利（原作のまま一に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）又は原作のまま一に規定する方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う権利の全部又は一部を専有することとする。また、出版権者は、著作権者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、当該著作物の複製又は公衆送信を許諾することができることとする。

（第八十条第一項及び第三項関係）

三 二に規定する公衆送信を行う権利に係る出版権者は、原稿等の引渡し等を受けた日から六月以内にその出版権の目的である著作物について公衆送信を行う義務等を負うこととする。

（第八十一条第二号関係）

四 著作権者は、その著作物について出版権者が公衆送信を行う場合には、正当な範囲内において、当該著作物に修正又は増減を加えることができることとする。

（第八十二条第一項第二号関係）

五 出版権者が三に規定する義務に違反したときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができることとする。

（第八十四条第一項関係）

六 著作権の制限規定を出版権の目的となっている著作物の公衆送信について準用すること。

(第八十六条関係)

### 第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第四 附則

一 この法律は、平成二十七年一月一日から施行すること。ただし、第一に関する規定は、視聴覚的実演に関する北京条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条から第四条まで関係)